

Press Release

各 位

三菱UFJ国際投信株式会社
 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

**『グローバル・スマート・イノベーション・オープン
 (年2回決算型)為替ヘッジあり／(年1回決算型)為替ヘッジあり
 (愛称:iシフト(ヘッジあり))』募集・設定について**

追加型／内外／株式

この度、三菱UFJ国際投信は『グローバル・スマート・イノベーション・オープン(年2回決算型)為替ヘッジあり／(年1回決算型)為替ヘッジあり(愛称:iシフト(ヘッジあり))』を新規に設定いたしますので、お知らせいたします。

ファンド	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
(年2回決算型)為替ヘッジあり	追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)	年2回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
(年1回決算型)為替ヘッジあり					年1回			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

◆◆ ファンドの設定にあたって ◆◆

近年、インターネットやコンピューターなどの情報技術は生活の隅々にまで浸透し、
全ての産業における共通基盤となっています。

これらの技術が他の幅広い産業領域と融合することで、
情報技術分野は新たな成長ステージに突入し、
今後、私たちの生活を大きく変えていくと弊社は考えます。

情報技術およびその派生分野における革新的技術等がもたらす変革を

「スマート・イノベーション」と名付け、一段の拡大が見込まれる

「スマート・イノベーション」に着目した投資機会を提供いたします。

受益者の皆様の資産運用に貢献すべく、

当ファンドを設定・運用いたします。

2017年2月

三菱UFJ国際投信

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を含む世界各国の株式等を実質的な主要投資対象とし、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざします。

ファンドの特色

特色 1 情報技術およびその派生分野に関連する企業のうち、革新的技術等によって今後の成長が期待される企業の株式等に投資を行います。

◆日本を含む世界各国の株式等を主要投資対象とします。

※なお、不動産投資信託証券その他の証券に投資する場合があります。

◆株式等への投資にあたっては、「スマート・イノベーション」に着目し、情報技術の業種の範疇に留まらず多様な業種から、ファンダメンタルズ分析に基づいた銘柄選定を行います。

※当ファンドにおいて、ファンダメンタルズ分析とは、個別企業の財務データや業績見通しといった株価を動かす基本的な要因を重視した分析をいいます。

スマート・イノベーションとは

当ファンドにおいて、情報技術およびその派生分野における革新的技術等がもたらす変革のことをいいます。

～情報技術およびその派生分野における革新的技術等の事例～

IoT (Internet of Things) (モノのインターネット)

様々なモノがセンサーや無線通信などを介してインターネットにつながることをいいます。モノの状態の把握・操作が可能となることや、モノから送られてくる膨大なデータを解析し、新商品や新ビジネスが創出されるなど、様々なビジネスの拡大が期待されます。



情報技術

AI (Artificial Intelligence) (人工知能)

人間が持つ様々な知的能力をコンピューター上で実現する技術のことをいいます。AIを活用した自動運転や自動応答・自動翻訳等の一部機能は実現しつつあり、更なるビジネス拡大が期待されます。



クラウド・コンピューティング

インターネットを介して、サーバー・ソフトウェア・データベース等を提供または利用する技術およびその仕組みのことをいいます。情報通信網の高速化・普及が進んだことで、より大量のデータを伝送・蓄積・分析することが可能となり、クラウドサービスの需要拡大が期待されます。



情報技術の派生分野

※上記は一例であり、全てを網羅するわけではありません。また、今後見直す場合があります。加えて、上記に関連する企業への当ファンドの組入れを約束するものではありません。

◆株式等の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

株式等の運用にあたっては、T. ロウ・プライス・アソシエイツ・インクに運用指図に関する権限を委託します。

◆T. ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、グローバルな運用・調査体制を有しており、定性・定量の両面から優れていると委託会社が判断し、運用委託先に選定しました。

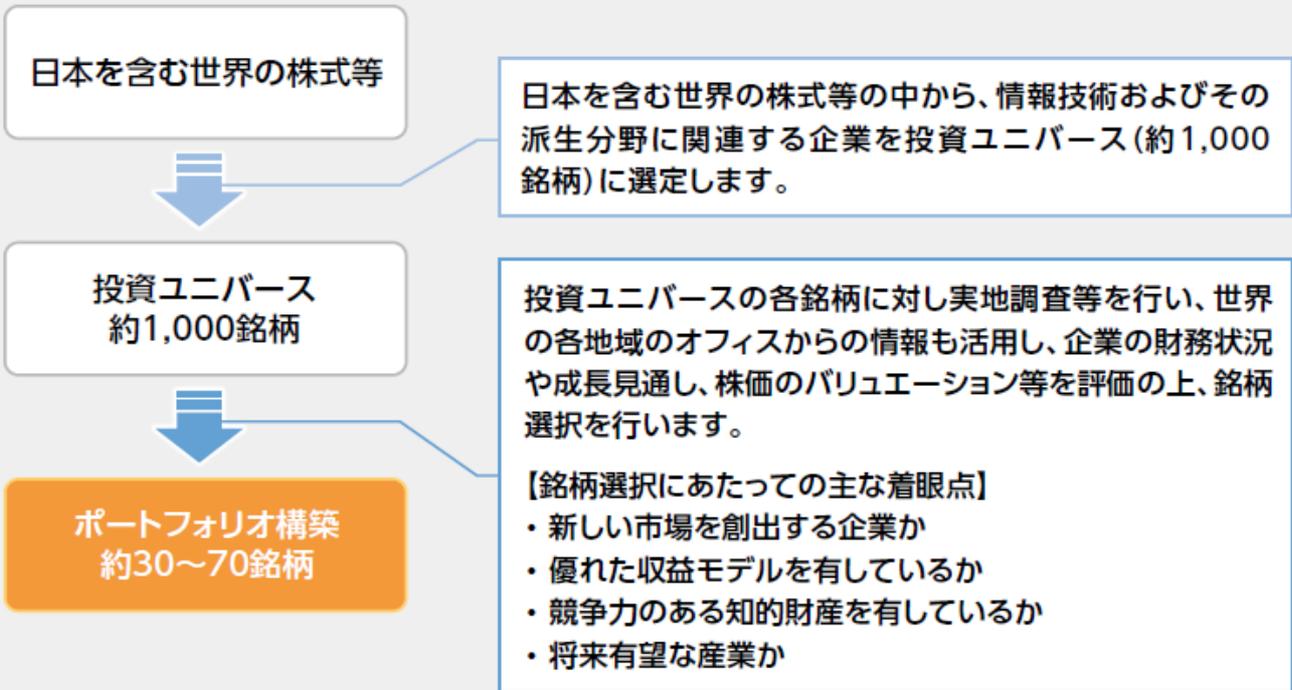
■「T. ロウ・プライス・アソシエイツ・インク」について

T.ロウ・プライス・アソシエイツ・インク(以下「TRPA」)(所在地:米国ボルチモア)は、米国T.ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループは1937年に設立され、グローバルに資産運用業務を行っております。TRPAの親会社であるT.ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S&P500インデックスの採用銘柄です。TRPAは、グループの運用技術および調査能力を活用することができます。



※運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

〈運用プロセス〉



※上記は、2016年12月末現在の運用プロセスであり、今後見直す場合があります。また、一部簡略化して記載している部分があります。

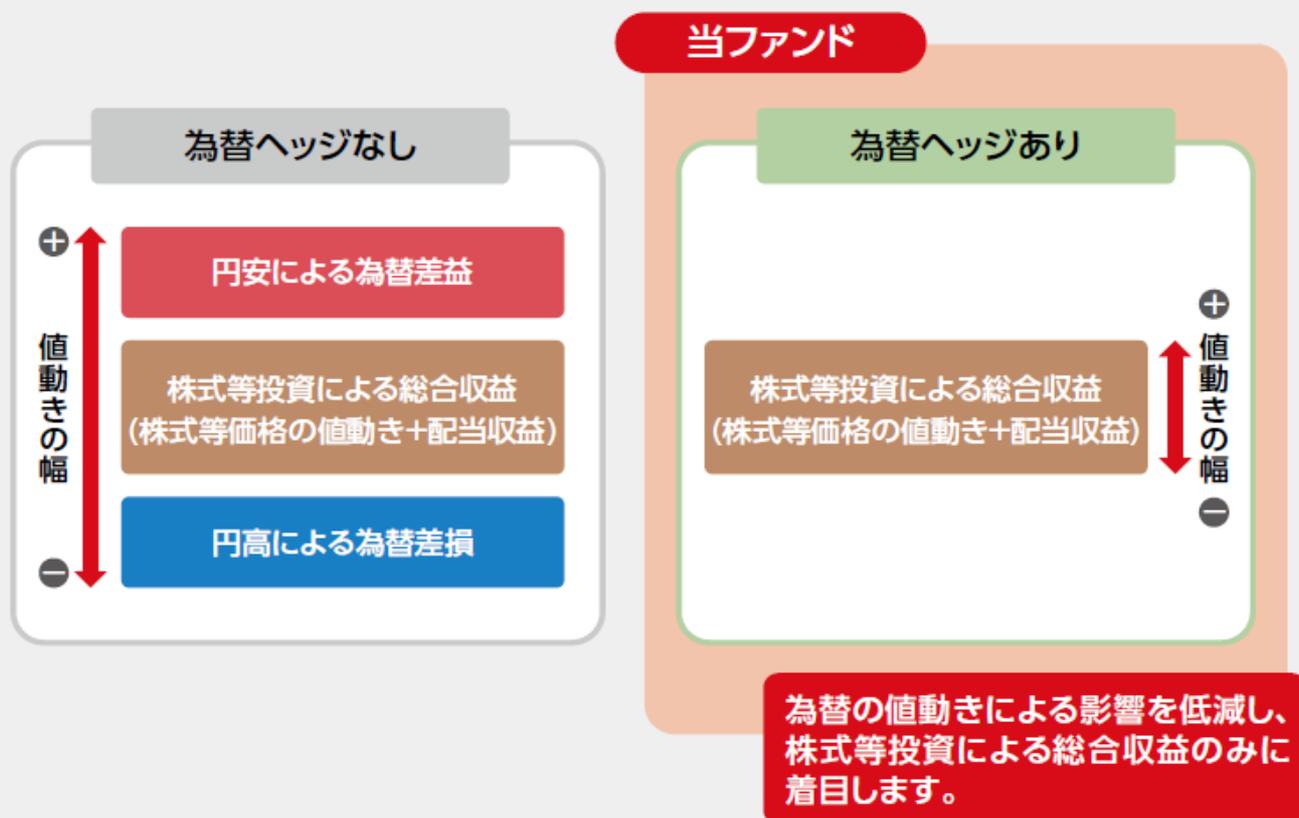
※委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

- ◆保有する外貨建資産について、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。

＜為替ヘッジの活用＞

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

＜投資リターンのイメージ図＞



※上記は為替ヘッジを理解して頂くためのイメージ図であり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。



<(年2回決算型)為替ヘッジあり> 年2回決算を行い、収益の分配を行います。
<(年1回決算型)為替ヘッジあり> 年1回決算を行い、収益の分配を行います。

<(年2回決算型) 為替ヘッジあり>

- ◆ 毎年6月5日および12月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

(初回決算日は、2017年6月5日)

<(年2回決算型) 為替ヘッジあり>の分配方針のイメージ

決算日に基準価額水準が10,000円(10,000口当たり)を超えている場合

原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円(10,000口当たり)を超えている場合には、当該超えている部分について、分配対象額の範囲内で、全額分配を行います。(資金動向や市況動向等により変更する場合があります。)

(注) 分配後の基準価額が必ずしも10,000円になるとは限りません。

※上記はイメージ図であり、実際の収益分配金の額は基準価額水準・市況動向等を勘案して決定しますので、将来の分配をお約束するものではありません。

<(年1回決算型) 為替ヘッジあり>

- ◆ 毎年12月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

(初回決算日は、2017年12月5日)

<(年2回決算型) 為替ヘッジあり><(年1回決算型) 為替ヘッジあり>

収益分配方針

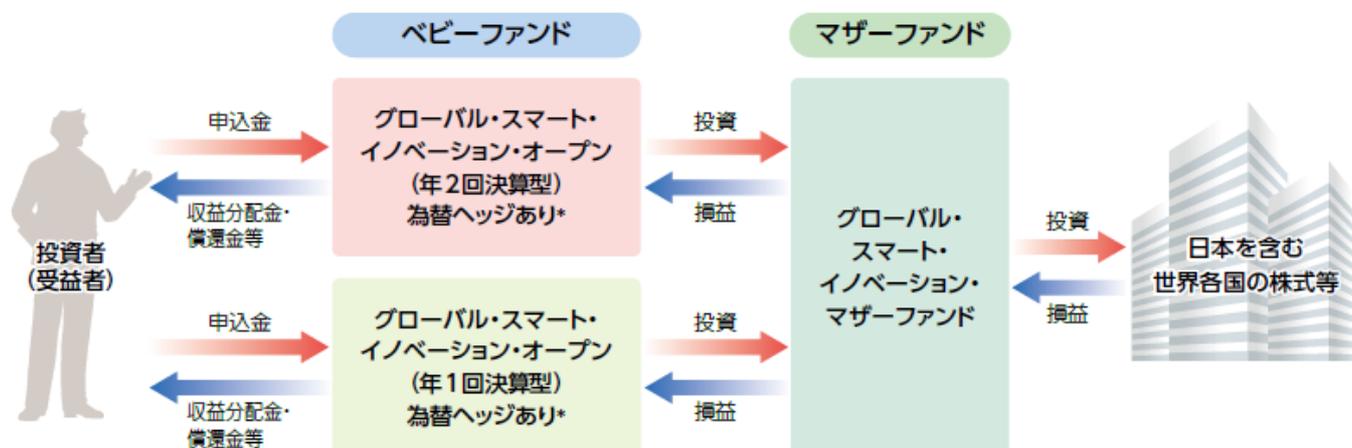
- 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



*各ファンドおよび「グローバル・スマート・イノベーション・オープン(年2回決算型)」・「グローバル・スマート・イノベーション・オープン(年1回決算型)」の間でスイッチングが可能です。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。くわしくは販売会社にご確認ください。

■ 主な投資制限

株式への投資	株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

- ・株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、当ファンドは、特定のテーマ（情報技術およびその派生分野）に沿った銘柄に投資するため、株式市場全体の動きと当ファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い銘柄に分散投資する場合と比べて当ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。
- ・リートの価格は、当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。

為替変動 リスク

当ファンドは、世界各国の現地通貨建等の有価証券に投資します。外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。その場合、為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

信用 リスク

投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入る有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。

カントリー・リスク

有価証券等の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、価格が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- 先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国の有価証券等への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

なお、運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。



手続・手数料等

お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	当初自己設定: 1口当たり1円 継続申込期間: 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万円当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
 申込について	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	当初自己設定: 2017年3月3日 継続申込期間: 2017年3月3日から2018年3月2日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	各ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、各ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	
 その他	スイッチング	各ファンドおよび「グローバル・スマート・イノベーション・オープン(年2回決算型)」・「グローバル・スマート・イノベーション・オープン(年1回決算型)」の間でスイッチングが可能です。 ※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。 スイッチングを行う場合の手続・手数料等は、販売会社にご確認ください。
	信託期間	2025年12月5日まで(2017年3月3日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	■(年2回決算型) 為替ヘッジあり 毎年6・12月の5日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2017年6月5日 ■(年1回決算型) 為替ヘッジあり 毎年12月5日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2017年12月5日
	収益分配	■(年2回決算型) 為替ヘッジあり 年2回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。 ■(年1回決算型) 為替ヘッジあり 年1回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	各ファンド5,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(http://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度) およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
購入時手数料	販売会社	購入価額に対して、 上限3.24% (税抜 3.00%) (販売会社が定めます)	各ファンドおよび投資環境の説明・ 情報提供、購入に関する事務手続等
	(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)		
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% をかけた額		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	各ファンドの日々の純資産総額に対して、 年率1.944% (税抜 年率1.800%) をかけた額		
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)		
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。		
	各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。		
	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
	委託会社	1.050%	各ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、 目論見書等の作成等
	販売会社	0.700%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
	受託会社	0.050%	各ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
	※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。		
	●運用指図権限の委託先への報酬 委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6月・12月の5日(休業日の場合は翌営業日)およびマザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、各ファンドにおけるその報酬額は、計算期間を通じて毎日、マザーファンドの日々の純資産総額に応じて年率(上限0.70%)をかけた額を、同マザーファンドに対する当該各ファンドの所有割合で按分した額とします。		
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料についても各ファンドが負担します。 ・監査法人に支払われる各ファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。		

※(年2回決算型)為替ヘッジあり:運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に(年2回決算型)為替ヘッジありから支払われます。

※(年1回決算型)為替ヘッジあり:運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に(年1回決算型)為替ヘッジありから支払われます。

※実質的な投資対象である不動産投資信託証券には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託証券は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはできません。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、各ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2016年12月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

- 委託会社(ファンドの運用の指図等) 三菱UFJ国際投信株式会社
- 受託会社(ファンドの財産の保管・管理等) 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- 販売会社(購入・換金の取扱い等) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
株式会社SBI証券
楽天証券株式会社

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成29年2月15日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上